

第2号議案

件 名	「栃木県特別支援教育推進計画(2026-2030)」の策定について
提案理由等	<ul style="list-style-type: none">・障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合つて共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築するため、本県の特別支援教育に関する施策を総合的かつ明確に示す計画を策定するものである。

「栃木県特別支援教育推進計画（2026－2030）」（概要）

1 策定の趣旨

障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築するため、本県の特別支援教育に関する施策を総合的かつ明確に示す「特別支援教育推進計画」を策定します。

2 計画の性格

栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、教育行政分野の計画として策定された「とちぎ教育ビジョン（2026－2030）」の特別支援教育分野における計画として位置付け

3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）

4 本県における特別支援教育

基本的な考え方

I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全ての子どもへの指導・支援の充実～

II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

5 計画の柱

1 全教員の子ども理解の促進と実践的な指導力の向上

2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

3 教育の基盤整備

6 施策体系

3つの計画の柱、13の基本施策、27の主な取組

計画の柱		基本施策		主な取組
1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上	1 全教員のこども理解に基づく特別支援教育に関する専門性の向上	小・中・高等学校における教員の研修等の充実	特別支援学校における教員の研修等の充実	
	2 校内支援体制の充実	小・中・高等学校における組織的な指導・支援の充実	特別支援学校のセンター的機能等の校内体制の充実	
	3 障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実	全ての幼児児童生徒が安心できる学級づくりの充実	交流及び共同学習の充実	地域と連携した教育活動の充実
	4 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実	本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進	幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援の充実	
	5 自立活動の指導の充実	特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実	小・中・高等学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実	
	6 進路指導、職業教育の充実	主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実	特別支援学校における職業教育・就労支援の充実	
	7 デジタル学習基盤を活用した指導・支援の充実	デジタル人材の育成に向けた教育の充実	デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実	
2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実	1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進	幼稚園等から小学校、小学校から中学校への引継ぎの推進	中学校から高等学校への引継ぎの推進	高等学校から進路先への引継ぎの推進
	2 家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化	学校と家庭の連携	学校と関係機関の連携	学校と地域の連携
	3 医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケア実施体制の強化		
	4 障害のあるこどもに対する教育支援の推進	一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定への支援	県の教育支援体制の充実	
3 教育の基盤整備	1 学校安全の徹底・充実	学校における安全管理体制の強化	安全教育の充実	
	2 特別支援学校における施設・設備の整備	施設等の整備		

案

栃木県特別支援教育推進計画

(2026 - 2030)



とちまるくん ©栃木県

令和8（2026）年2月
栃木県教育委員会

「栃木県特別支援教育推進計画（2026 - 2030）」（概要）

1 策定の趣旨

障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築するため、本県の特別支援教育に関する施策を総合的かつ明確に示す「特別支援教育推進計画」を策定します。

2 計画の性格

栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、教育行政分野の計画として策定された「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」の特別支援教育分野における計画として位置付け

3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）

4 本県における 特別支援教育 基本的な考え方

I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全ての子どもへの指導・支援の充実～

II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

5 計画の柱

1 全教員の子ども理解の促進と実践的な指導力の向上

2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

3 教育の基盤整備

6 施策体系

3つの計画の柱、13の基本施策、27の主な取組

計画の柱	基本施策	主な取組		
1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上	1 全教員のこども理解に基づく特別支援教育に関する専門性の向上	幼・小・中・高等学校における教員の研修等の充実	特別支援学校における教員の研修等の充実	
	2 校内支援体制の充実	小・中・高等学校における組織的な指導・支援の充実	特別支援学校のセンター的機能等の校内体制の充実	
	3 障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実	全ての児童生徒が安心できる学級づくりの充実	交流及び共同学習の充実	地域と連携した教育活動の充実
	4 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実	本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進	児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援の充実	
	5 自立活動の指導の充実	特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実	小・中・高等学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実	
	6 進路指導、職業教育の充実	主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実	特別支援学校における職業教育・就労支援の充実	
	7 デジタル学習基盤を活用した指導・支援の充実	デジタル人材の育成に向けた教育の充実	デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実	
2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実	1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進	幼稚園等から小学校、小学校から中学校への引継ぎの推進	中学校から高等学校への引継ぎの推進	高等学校から進路先への引継ぎの推進
	2 家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化	学校と家庭の連携	学校と関係機関の連携	学校と地域の連携
	3 医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケア実施体制の強化		
	4 障害のあるこどもに対する教育支援の推進	一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定への支援	県の教育支援体制の充実	
3 教育の基盤整備	1 学校安全の徹底・充実	学校における安全管理体制の強化	安全教育の充実	
	2 特別支援学校における施設・設備の整備	施設等の整備		

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の柱	2
4 計画の期間	2
5 計画の進行管理	2
本県における特別支援教育	3
1 基本的な考え方	3
2 計画の全体像	5
各 論	6
計画の柱 1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上	
1 全教員のこども理解に基づく特別支援教育に関する専門性の向上 ..	6
2 校内支援体制の充実	7
3 障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実	8
4 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実	10
5 自立活動の指導の充実	12
6 進路指導、職業教育の充実	13
7 デジタル学習基盤を活用した指導・支援の充実	14
計画の柱 2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実	
1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進	16
2 家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化	17
3 医療的ケア児への支援体制の充実	18
4 障害のあるこどもに対する教育支援の推進	19
計画の柱 3 教育の基盤整備	
1 学校安全の徹底・充実	20
2 特別支援学校における施設・設備の整備	21
推進指標	22
参考資料	23

はじめに

1 計画策定の趣旨

障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム¹構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

本県では、特別支援教育は、障害のあるこどものみを対象とした特別な教育ではなく、全てのこどもに対する一人一人の能力や特性に応じた指導・支援を一層充実させ、こどもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることであると捉えています。そこで、全てのこどもが自信を育むとともに、周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員はこどもの理解を深め、こどもの安心感を高める指導・支援の充実に努めることとしています。その中で、障害のあるこどもについては、生涯にわたって日々の自立と社会参加を積み重ね、主体的に自分のできることを広げていくことができるよう、個別の教育支援計画²を活用し、一人一人の障害の状態等³に応じたきめ細かな指導・支援に取り組んでいます。

本県の特別支援教育の充実を図るため、令和3（2021）年に策定した「栃木県特別支援教育推進計画」において、特別支援教育に関する施策を総合的かつ明確に示し、各取組を進めてきました。

具体的には、専門的な知見を活用した事例検討会や巡回相談等、学校への取組の支援や、職位、経験年数に応じた研修等の実施により、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図りました。また、小・中・高等学校等の管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修等の実施により、校内支援体制の強化や個別の教育支援計画等を活用した支援情報の引継ぎを推進してきました。さらに、一人一人のこどもが安全・安心に学ぶことができるよう、安全管理の徹底や施設設備の整備を行ってきました。その結果、特別支援教育を

¹ インクルーシブ教育システム…障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

² 個別の教育支援計画…障害のある幼児児童生徒一人一人について、教育的な視点から適切に対応していくという考え方の下、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、就学前から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うために、作成・活用する計画。本県では、幼児児童生徒の各年齢段階における、家庭や関係機関による支援の全体像を示す「支援機関一覧」と、幼児児童生徒の学習や生活の様子、指導目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「個別の指導計画」を合わせたものを参考様式として示している。

学校における合理的配慮とは、障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」（変更・調整）のことである。

³ 障害の状態等…障害の状態や特性及び心身の発達の程度等

担う教員の専門性の向上や、中学校から高等学校への引継ぎの充実が図られました。今後は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、一人一人の能力や特性に応じた指導・支援の一層の充実が求められています。

国においては、学習指導要領改訂や GIGA スクール構想の実現⁴に向けた取組により、多様な教育的ニーズに応じた教育の充実が進められています。そのような中、近年の小・中・高等学校等における特別支援教育を必要とする児童生徒の増加等を踏まえ、特別支援教育に関して、全ての教員の専門性の向上や校内支援体制の充実、関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の充実がこれまで以上に求められています。

本県では、このような国の動向等を踏まえ、県全体の取組を整理し、今後の施策を明確に示すことにより、県内の全ての学校における特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」の個別計画として、「栃木県特別支援教育推進計画（2026 - 2030）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

本計画は、栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、教育行政分野の計画として策定された「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」の特別支援教育分野における計画として位置付けられるものです。

3 計画の柱

- 1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上
- 2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実
- 3 教育の基盤整備

4 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

5 計画の進行管理

毎年度、点検及び評価を行い、改善・充実を図りながら効果的に特別支援教育をより一層推進します。

⁴ **GIGA スクール構想の実現**…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するもの。

本県における特別支援教育

1 基本的な考え方

I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」 ～全ての子どもへの指導・支援の充実～

本県では、特別支援教育は、障害のある子どものみを対象とした特別な教育ではなく、全ての子どもに対する一人一人の能力や特性に応じた指導・支援を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることであると捉えています。

そのためには、全ての子どもが、自分の意思に基づき、意欲的に活動したり、周囲の助けを得たりしながら、自分のできることを伸ばしていくようにすることが大切です。

そこで、全ての子ども自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は子どもの理解を深め、子どもの安心感を高める指導・支援の充実に努めることとしています。

子どもの〈安心感を高める〉ために

- 認め合う関係を育む
一人一人の子どもを認めるとともに、子ども同士の関係をつなぐよう支援します。
- 分かりやすい環境を整える
全体と部分の構造を明確にしたり、情報を取り入れやすくしたりします。



«自信を育む» ことができる

自信が育つくると、友達へのかかわりが積極的になったり、学習への取組が意欲的になったりします。そして、「うまくいっている状況」⁵を自ら広げていくとともに、難しい状況においても自分なりに工夫して対処しようとするようになります。

«相互に支え合う関係を構築する» ができる

周囲の人々と支え合う関係が構築されると、誰もが互いに、周囲の助けも得ながら、参加や活動の幅を広げていけるようになります。



子どもが、自分のできることを伸ばし、本来持っている力を最大限に発揮できるようになります。

⁵ 「うまくいっている状況」… 教員や友達などとのかかわりの中で、すでにできていることや得意なこと、興味・関心のあることなどが発揮されている状況

II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」

～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

本県では、自立とは、自分の意思に基づき、自分のできることは自分で行いながら、困難なことは周りの人々の助けを得て生活することであり、それは、子どもの日々の生活の中に見られる社会参加の姿であると捉えています

障害のある子どもについては、生涯にわたって日々の自立と社会参加を積み重ね、主体的に自分のできることを広げていくことができるよう、個別の教育支援計画を活用し、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援に取り組んでいます。

その際、子どもが発達の段階に応じて自己理解を深め、自己選択や自己表現ができるよう、子どもの「うまくいっている状況」に着目し、日常の生活の中からうまくいくための方法を抽出して指導・支援に生かすことに努めています。

また、個別の教育支援計画の作成・活用において、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携するとともに、次の学校段階及び就労先に支援情報を引き継ぐことで、切れ目ない一貫した支援を行っていくこととしています。

2 計画の全体像

とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）施策の方向性

- ◎ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実

- I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全ての子どもへの指導・支援の充実～
- II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

- 主な取組
 - 全教員の子ども理解の促進と実践的な指導力の向上
 - 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実



栃木県特別支援教育推進計画（2026 - 2030）

計画の柱1 全教員の子ども理解の促進と実践的な指導力の向上

- 全ての教員が、日常のかかわり合いを通して子どもの理解を深め、一人一人の子どもに応じた適切な指導と必要な支援を行うことにより、全ての子どもの安心感を高めることができるよう、教員の子ども理解の促進と実践的な指導力の向上を目指します。

- 基本施策 1 全教員の子ども理解に基づく特別支援教育に関する専門性の向上
- 2 校内支援体制の充実
- 3 障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実
- 4 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実
- 5 自立活動の指導の充実
- 6 進路指導、職業教育の充実
- 7 デジタル学習基盤を活用した指導・支援の充実

計画の柱2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

- 障害のある子どもが、地域社会の一員として生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、次の学校段階及び就労先への支援情報の引継ぎや、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携等により、切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ります。

- 基本施策 1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進
- 2 家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化
- 3 医療的ケア児への支援体制の充実
- 4 障害のある子どもに対する教育支援の推進

計画の柱3 教育の基盤整備

- 一人一人の子どもが主体的かつ安全・安心に学ぶことができるよう、安全・危機管理体制や施設設備の充実を図り、教育の基盤を整備します。

- 基本施策 1 学校安全の徹底・充実
- 2 特別支援学校における施設・設備の整備

各論

計画の柱1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上

全ての教員が、日常のかかわり合いを通して子どもの理解を深め、一人一人の子どもに応じた適切な指導と必要な支援を行うことにより、全ての子どもの安心感を高めることができるように、教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上を目指します。

基本施策1

全教員のこども理解に基づく特別支援教育に関する専門性の向上

全ての教員が一人一人の子どもの理解を深めるとともに、特別支援教育に関する知識を身に付け、日常の教育活動に生かすことができるよう、教員を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図ります。

【主な取組】

(1) 幼・小・中・高等学校における教員の研修等の充実

- ◆ 全ての児童生徒にとって安心できる学級づくりや分かりやすい授業づくりの充実
- ◆ 一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導・支援の充実に向け、授業研究会や事例検討会等における専門的・実践的な知見の活用機会等の提供
- ◆ 教育課程の改善・充実に向け、教育課程の編成に係る手引等を活用した研修や、教育課程研究集会等の実施
- ◆ 特別支援学級担当の教員を対象とした特別支援学校等を会場とする研修等、実践的な指導力の向上を図る取組の充実
- ◆ 大学等への内地留学派遣、教職大学院への派遣及び小・中・高等学校と特別支援学校の研修交流等による、特別支援教育に関する資質の向上と指導力の充実

(2) 特別支援学校における教員の研修等の充実

- ◆ 児童生徒の安心感を高め、一人一人の自立を支える個に応じたきめ細かな指導・支援を組織的に行うためのカリキュラム・マネジメントに係る取組の推進
- ◆ 一人一人の障害の状態等に応じた効果的な指導・支援の充実に向け、教育課程研究集会を軸とした校内研究の推進
- ◆ 寄宿舎指導の知見の活用等による、生活に関する指導・支援の充実
- ◆ 特別支援学校教諭等免許状保有率の向上を図る組織的な取組の推進
- ◆ 大学、企業、障害福祉サービス事業所等への内地留学派遣、教職大学院への派遣及び特別支援学校と小・中・高等学校の研修交流等による、特別支援教育に関する資質の向上と指導力の充実

基本施策 2 校内支援体制の充実

小・中・高等学校においては、どの学級にも教育的支援を必要としている多様な子どもがいることを前提とし、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図ります。

特別支援学校においては、地域の幼・小・中・高等学校を支援する特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 小・中・高等学校における組織的な指導・支援の充実

- ◆ 校内委員会の機能強化、各部や各学年、保護者、関係機関との連携の充実等を図るための、管理職を対象とした研究会及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実
- ◆ 全ての児童生徒に対する安心感を高める指導・支援や教育的支援の必要性が高い児童生徒へのきめ細かな指導・支援の充実に向け、特別支援学校のセンター的機能⁶等、専門的・実践的な知見の活用の促進
- ◆ 県立学校入学者選抜において、児童生徒が障害の状態等に応じた適切な合理的配慮を受けられるよう、円滑な手続の推進及び入学決定後の適切な指導と必要な支援の充実
- ◆ 通級による指導⁷を含む個別の教育支援計画を活用した指導・支援や病気療養中の生徒への教育支援など、高等学校における多様な教育的ニーズに対応した支援体制の充実



「特別支援教育の充実に向けて～特別支援教育コーディネーターとの連携を通して～」



「チームによる支援の充実を目指して」



「高等学校における特別支援教育の充実に関する指導資料」

(2) 特別支援学校のセンター的機能等の校内体制の充実

- ◆ 早期教育相談担当者や地域支援担当者等の専門性向上を図る取組の充実
- ◆ 地域の実情に応じてセンター的機能を効果的に発揮するための組織力の強化

⁶ **特別支援学校のセンター的機能**…特別支援学校が、その教育上の専門性や施設・設備を生かして、幼・小・中・高等学校の要請により、障害のある子どもの教育を担当する教員等に対して必要な助言又は援助を行うこと。

⁷ **通級による指導**…小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもに対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態

基本施策 3

障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実

障害の有無に関わらず、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むとともに、共生社会⁸の実現に向けた意識を醸成できるよう、相互理解を深める取組の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 全ての幼児児童生徒が安心できる学級づくりの充実

- ◆ 日常の学校生活において、認め合う関係づくりや、分かりやすい環境づくり等の充実に向け、専門的・実践的な知見を活用した取組の促進
- ◆ 全ての幼児児童生徒が互いの違いや個性を認め合えるよう、生徒を対象とした講話の実施等、幼児児童生徒を対象とした取組や教員を対象とした研修の充実



「共に学ぶ教室を目指して～子どもたちの互恵的な相互作用の展開～」



「児童生徒への適切な指導のために～一人一人を『認める』～」

(2) 交流及び共同学習⁹の充実

- ◆ 近隣の学校、児童生徒の居住する地域の学校との交流活動等を通じて、幼児児童生徒が相互の理解と学びを深め、友情を育む取組の充実
- ◆ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、互いに持てる力を発揮し、継続的な交流を図るための仕組みの構築及び取組の推進
- ◆ 交流及び共同学習の意義等に関する理解促進のための、市町教育委員会との連携による、小・中学校等教員への研修の充実

⁸ **共生社会**…誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

⁹ **交流及び共同学習**…特別支援学校や小・中・高等学校がそれぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う活動。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。この二つの側面は、分かちがたいものとして捉え、一体として推進していくことが必要である。

(3) 地域と連携した教育活動の充実

- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁰等を活用した取組の推進
- ◆ 障害のある幼児児童生徒と地域住民との交流活動等、地域の人的・物的資源を活用した学習活動の充実



友情を育む 交流及び共同学習



地域の方との交流活動

¹⁰ コミュニティ・スクール…学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者がビジョンや目標を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを反映させるとともに、地域ならではの特色ある学校づくりを進めるための仕組み。

基本施策4

個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実

全てのこどもを対象として安心感を高める指導・支援を行う中で、教育的支援の必要性が高いこどもや障害のあるこどもには、そのこどもにとっての認め合う関係、分かりやすい環境に配慮しながら、きめ細かな指導・支援を行うことができるよう、個別の教育支援計画を作成・活用した指導・支援の充実を図ります。

【主な取組】

- (1) 本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進
- ◆ 本人・保護者の意向に基づき、その幼児児童生徒にとっての安心感を高める指導・支援が行えるよう、教員が、本人・保護者とともに個別の教育支援計画を作成・活用していく取組の推進
 - ◆ 個別の教育支援計画の活用による、本人・保護者、学校、関係機関間での支援内容等に関する情報の共有及び連携した支援に係る取組の推進
 - ◆ 合理的配慮の内容を踏まえた指導・支援の充実を図る取組の推進



「幼児期の「個別の指導計画」を作ろう」



「個別の教育支援計画の作成と活用」



「学校における合理的配慮の提供について」

- (2) 幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援の充実
- ◆ 幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を個別の教育支援計画の指導目標や指導の手立てに生かし、教職員間での情報共有の下に行う指導・支援の充実



「指導・支援に生かす個別の指導計画にするために」

個別の教育支援計画（参考様式）

個別の教育支援計画の作成・活用により

- ・計画書に要点を整理することで、目標や支援内容を明確にして支援ができます。
 - ・本人・保護者、教職員、関係機関が情報を共有することで、連携して支援ができます。
 - ・定期的に見直しながら効果的な支援の方法を蓄積し、合理的配慮を含む支援情報を進学先等へ引き継ぐことで、継続的な支援ができます。

推進指標	基準値	目標値
高等学校において、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した生徒のうち、実際に作成されている人数の割合 〔高等学校における特別支援教育に関する実態調査（栃木県教育委員会）〕	(2024年) 69.4%	(2030年) 90%

基本施策5 自立活動の指導の充実

子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるよう、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す自立活動¹¹において、的確な実態把握に基づく適切な指導の一層の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- ◆ 一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導の充実に向け、教育課程研究集会や研修等の実施により、指導体制等の改善・充実や実践的な指導力の向上を図る取組の推進
- ◆ 専門的・実践的な知見を活用した事例検討会の定期的な実施や、実践事例の蓄積・共有等、教員が学び合う取組の充実



「自立活動」学習の様子

教員対象の研修の様子

(2) 小・中・高等学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- ◆ 個別の指導計画に基づいた自立活動の指導について理解を深めるための特別支援学級及び通級による指導担当者を対象とした研修の充実
- ◆ 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図るため、専門的・実践的な知見の活用機会の提供



「自閉症・情緒障害特別支援学級における自立活動の指導の充実」



「初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック」



「初めて通級による指導を担当する先生のためのハンドブック」

¹¹ **自立活動**…一人一人の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、幼児児童生徒の調和のとれた育成を目指して、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域。自立活動の内容は、六つの区分（1健康の保持、2心理的な安定、3人間関係の形成、4環境の把握、5身体の動き、6コミュニケーション）に分類・整理されている。

基本施策6 進路指導、職業教育の充実

一人一人のこどもに応じた社会的・職業的自立を目指し、主体的な進路選択に向けた情報提供、卒業後の生活を見据えた適切な指導や必要な支援の充実を図ります。加えて、特別支援学校においては、職業教育における個に応じた指導の充実ときめ細かな就労支援の推進を図ります。

【主な取組】

(1) 主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実

- ◆ 本人・保護者への適切な情報提供、個別の教育支援計画等を活用した指導・支援により、児童生徒が自己理解を深め、主体的に進路選択を行えるよう、組織的かつ計画的な進路指導の推進
- ◆ 卒業後も、職業生活や家庭生活において必要な支援を受けながら豊かな生活が送れるよう、日々の教育活動の中での一人一人の主体的な意思決定を大切にした関わりや、学校教育活動全体での進路指導の推進

(2) 特別支援学校における職業教育・就労支援の充実

- ◆ 職業的・社会的自立に向けて必要となる資質・能力を育むため、小学部から高等部までの系統的な指導・支援の推進
- ◆ 企業関係者等の知見を活用した授業の改善・充実による職業人としての資質・能力の育成等、個に応じた実践的な職業教育の推進
- ◆ 一人一人の卒業後の生活を見据えた指導・支援、職業教育における個に応じた指導・支援等の充実に向け、企業、障害福祉サービス事業所等における教員を対象とした研修の実施
- ◆ 実習・就職先企業の開拓や、福祉・労働等の関係機関との連携による、本人の希望・適性等に応じた就労や卒業後の安定した職業生活を支えるきめ細かな就労支援の推進



「就業体験」の様子

企業向けセミナー
(特別支援学校生徒の就労に対する理解促進)

基本施策7 デジタル学習基盤を活用した指導・支援の充実

個別最適な学びと協働的な学びの実現、各教科等と自立活動における学習効果の向上に向け、デジタル学習基盤¹²を適切に活用しながら、一人一人のこどもに応じた指導・支援の充実を図ります。

【主な取組】

(1) デジタル人材の育成に向けた教育の充実

- ◆ 補助用具（入出力支援装置等）を適切に活用した支援や、合理的配慮の提供の充実に向けたデジタル学習基盤の活用に関する教員の理解促進
- ◆ 幼児児童生徒が主体的かつ適切にICTを選択・活用し、学習活動を充実させることができるよう、個に応じた指導・支援の充実
- ◆ 発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進
- ◆ 学校の教育活動全体を通した情報モラルに関する指導・支援の充実



補助用具を活用した学習の様子



主体的にICTを活用している学習の様子



活用型情報モラル教材
「GIGA ワークブックとちぎ」

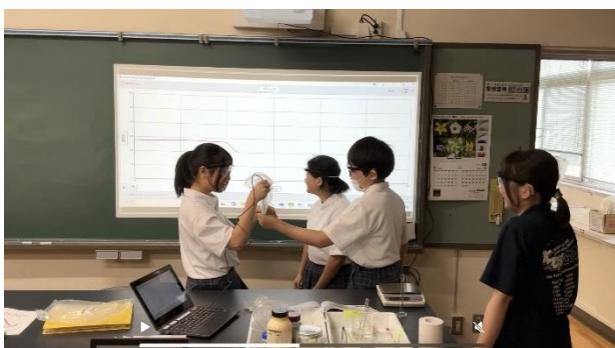
¹² デジタル学習基盤…「児童生徒の端末」、「通信ネットワーク」、「周辺機器」、「デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア」、「CBTシステム」、「教育データ利活用」、「情報セキュリティ」の要素で構成されるものであり、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラ。

(2) デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実

- ◆ 一人一人の幼児児童生徒に応じた指導・支援におけるデジタル学習基盤の活用推進
- ◆ 各教科等の学習場面に応じて、デジタル学習基盤を活用した授業改善の推進
- ◆ 教員の ICT 活用指導力¹³の向上
- ◆ 学校及び教員に対する ICT 活用支援体制¹⁴・支援内容の充実



教員を対象とした
ICT 活用指導力の向上を図る研修の様子



デジタル学習基盤を活用した授業の様子

推進指標	基準値	目標値
「授業に ICT を活用して指導することができるか」の質問に肯定的に回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕	(2024 年) 小 : 85.3% 中 : 79.6% 高 : 77.1% 特 : 75.1%	(2030 年) 小 : 95% 中 : 90% 高 : 85% 特 : 85%

¹³ **ICT 活用指導力**…授業における ICT 活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務に ICT を活用できることも含まれる教育の情報化の時代において、全ての教員に求められる基本的な資質能力。

¹⁴ **ICT 活用支援体制**…学校設置者が進める、ICT 推進を担当する組織体制の整備、ICT 支援員をはじめとする専門人材の配置、GIGA スクール運営支援センターを活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化等、ICT を活用した学びを推進するために学校現場を支える体制。

計画の柱2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

障害のある子どもが、地域社会の一員として生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、次の学校段階及び就労先への支援情報の引継ぎや、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携等により、切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ります。

基本施策1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進

個別の教育支援計画の作成段階から、引継ぎの趣旨や目的等について、本人や保護者の理解を得るとともに、各学校段階の移行期において、個別の教育支援計画等の活用により、合理的配慮を含む支援情報を確実に引き継ぎ、一貫した支援を行っていくことを推進します。

【主な取組】

(1) 幼稚園等から小学校、小学校から中学校への引継ぎの推進

- ◆ 市町の保育主管課や教育委員会等との連携による、教員等を対象とした研修等における理解啓発

(2) 中学校から高等学校への引継ぎの推進

- ◆ 中学校・高等学校の管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした各種会議等による理解啓発
- ◆ 市町教育委員会との連携による中学校・高等学校間の情報共有や協働の推進

(3) 高等学校から進路先への引継ぎの推進

- ◆ 管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした各種会議の実施等による本人主体の引継ぎの推進
- ◆ 就労支援機関や相談支援機関等との連携による、引継ぎの活用についての学校及び進路先への理解啓発
- ◆ 支援情報の共有や話し合いの主体を保護者から本人へと段階的に移行する意義等、本人・保護者への理解啓発



「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～「個別の教育支援計画」の作成と活用」



「高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ～卒業後も、必要な支援を受けながら自立し社会参加していくために～」



「高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ～本人主体の引継ぎの実施に向けて～」

基本施策 2

家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化

就学前から学校卒業後まで、切れ目なく子どもが支援を受けられる支援体制の充実に向け、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化を図ります。

【主な取組】

(1) 学校と家庭の連携

- ◆ 個別の教育支援計画による支援に関する情報共有の推進
- ◆ 学校における相談支援体制の充実
- ◆ 家庭教育につながる学校の取組等の情報提供の推進

(2) 学校と関係機関の連携

- ◆ 個別の教育支援計画の活用等による支援情報の共有及び引継ぎの推進
- ◆ 自治体が主催する会議への教員の参画等、円滑な支援に向けた教員と担当者間の関係構築に係る取組の推進
- ◆ 障害福祉サービス事業所等における教員対象の研修、特別支援学校主催の研修会や行事等への関係機関職員の参加等による、教員と関係機関職員の相互理解の促進

(3) 学校と地域の連携

- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を活用した地域とともにある学校づくりの推進
- ◆ 卒業後も地域での社会参加が継続できるよう、関係機関（公民館、生涯学習センター、地域の団体、大学等）との連携による、卒業後の学びの場に関する情報提供や体験的な活動の推進



コミュニティ・スクール等の様子



さくら市「でまえ学び塾」
喜連川公民館・つまみ細工体験講座



推進指標	基準値	目標値
地域や保護者から出た意見を踏まえ、学校と地域が連携・協働して活動を実施している学校の割合 〔地域学校協働活動に関する調査(栃木県教育委員会)〕	(2025年) 小：50.0% 中：50.0%	(2030年) 小：65.0% 中：65.0%

基本施策3 医療的ケア児への支援体制の充実

医療的ケア¹⁵を必要とする子どもの教育の充実に向け、教職員・学校看護師、保護者、福祉・医療関係者等の緊密な連携等による安全・安心な教育環境の整備等、医療的ケアの実施体制を強化し、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 医療的ケア実施体制の強化

- ◆ 学校看護師による医療的ケアの実施による、安全な学習環境の整備
- ◆ 医療的ケア児への理解を深めるための、教職員・学校看護師、保護者、福祉・医療関係者等の連携の推進
- ◆ 医療的ケア実施に係る安全確保に向け、医療的ケア児の状態やケアの内容、実施方法等、一人一人の幼児児童生徒に応じた確実な引継ぎの推進
- ◆ 医療的ケア児の学習機会の充実等に向け、栃木県医療的ケア児等支援センター¹⁶「くくるん」等との連携の推進
- ◆ 学校看護師による各校への巡回支援等、相談支援体制の充実
- ◆ 医療機関との連携による学校看護師及び教職員を対象とした研修の充実
- ◆ 緊急時及び災害時における対応力の向上を図る取組の推進
- ◆ 小・中学校等における医療的ケア実施体制に関する助言等、学校看護師による市町教育委員会等への支援



医療的ケア児の学習の様子



安全・安心 医療的ケア
(学校看護師と教員の連携)



¹⁵ 医療的ケア…「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

¹⁶ 医療的ケア児等支援センター…医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報提供及び助言等の支援や、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関への情報提供及び研修を行う。

基本施策4

障害のあるこどもに対する教育支援の推進

障害のある子どもの就学先決定に向けて、市町における就学に関する事前の教育相談が円滑に行われるよう、市町教育委員会と保健福祉部局との連携の強化を促進し、担当者への研修や訪問支援等を充実させることにより、市町の教育支援¹⁷に関する取組を支援します。

【主な取組】

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定への支援

- ◆ 市町教育委員会の担当者を対象とし、就学に関する事前の教育相談の在り方や教育支援の実際に係る研修の実施等、一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定に向けた市町の取組への支援
- ◆ 研修等における好事例の紹介や担当者間の情報共有により、市町教育委員会と保健福祉部局との早期からの連携の推進
- ◆ 県教育委員会の市町教育委員会への訪問支援による、市町の状況に応じた助言等、適切な教育支援の推進

(2) 県の教育支援体制の充実

- ◆ 障害の程度の判断や就学先の判断、学習・支援の内容等について、県教育支援委員会における専門的立場からの審議等、市町教育委員会及び県立特別支援学校における教育支援の取組を支援



「一人一人の教育的ニーズに
応じた支援のために
～就学の手続きについて～」

¹⁷ 教育支援…障害のある子どもをもつ保護者との早期からの教育相談や就学先決定に向けた就学相談、就学後の障害のある子どもに対する適切な指導及び必要な支援

計画の柱3 教育の基盤整備

一人一人の子どもが主体的かつ安全・安心に学ぶことができるよう、安全・危機管理体制や施設設備の充実を図り、教育の基盤を整備します。

基本施策1 学校安全の徹底・充実

一人一人の子どもの障害の状態等を踏まえ、学校安全を推進する校内体制の整備・充実、教職員の学校安全に関する資質・能力の向上を図ります。

【主な取組】

(1) 学校における安全管理体制の強化

- ◆ 危機管理マニュアルを見直し・改善するサイクルの構築
- ◆ 幼児児童生徒の視点や障害の状態等を踏まえた実効性のある安全点検の推進
- ◆ ヒヤリハット事例を共有・活用した事故の未然防止体制の強化
- ◆ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携強化
- ◆ 教職員一人一人が危機対応への意識や判断力を高めるため、学校の実情に応じた安全管理・危機管理等の校内研修の充実

(2) 安全教育の充実

- ◆ 幼児児童生徒の障害の状態等に応じた各種災害等に関する訓練内容の工夫等、安全教育の充実を促進
- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を活用した、地域との連携・協働による安全教育の充実



災害用備蓄食品の試食



避難訓練



火災発生時を想定した煙体験

基本施策 2 特別支援学校における施設・設備の整備

子どもの主体的な学びを促す安全・安心な教育環境を確保するため、教育的ニーズに応じた特別支援学校の整備を推進します。

【主な取組】

(1) 施設等の整備

- ◆ 「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づく中長期的な観点からの計画的・予防的な改修工事の実施
- ◆ 岡本特別支援学校（病弱）への知的障害教育部門の設置や、小・中・高等学校の空き教室を活用した分教室等の設置の検討など、特別支援学校（知的障害）の狭あい化解消に向けた取組の推進
- ◆ 幼児児童生徒の障害の重度・重複化を踏まえた校舎のバリアフリー化の推進
- ◆ 生活学習施設¹⁸のバリアフリー化・多機能化
- ◆ 学校の実情に応じたスクールバスの適正配置等による、安全な通学環境の整備

¹⁸ **生活学習施設**…特別支援学校内に設置された、日常生活に関する学習のための教室。和室、浴室、調理室等の日常生活上必要な技術・技能等の獲得を目指した学習を行うための教室がまとめて配置されている。

推進指標

推進指標		基準値	目標値
第1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上			
1	高等学校において、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した生徒のうち、実際に作成されている人数の割合 〔高等学校における特別支援教育に関する実態調査（栃木県教育委員会）〕	(2024年) 高：69.4%	(2030年) 高：90%
	2 「授業にICTを活用して指導することができるか」の質問に肯定的に回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）〕	(2024年) 小：85.3% 中：79.6% 高：77.1% 特：75.1%	(2030年) 小：95% 中：90% 高：85% 特：85%
第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実			
3	地域や保護者から出た意見を踏まえ、学校と地域が連携・協働して活動を実施している学校の割合 〔地域学校協働活動に関する調査（栃木県教育委員会）〕	(2025年) 小：50.0% 中：50.0%	(2030年) 小：65.0% 中：65.0%

参考資料

令和7(2025)年5月1日現在

障害種別	学校名	設置部(学科)	所在地 電話番号	通学圏等
視覚障害	盲学校	幼 小 中 高 普通科 保健理療科 専 保健理療科 理療科	宇都宮市福岡町 1297 TEL 028(652)2331	県内全域
聴覚障害	聾学校	幼 小 中 高 普通科 情報機械科 生活技術科	宇都宮市若草 2-3-48 TEL 028(622)3910	県内全域
知的障害	富屋特別支援学校	小 中 高 (普通科)	宇都宮市徳次郎町 39-1 TEL 028(665)2281	宇都宮市
	富屋特別支援学校 鹿沼分校	小 中	鹿沼市日吉町 521-6 TEL 0289(63)5111	鹿沼市(栗野地域除く)
	宇都宮青葉高等学園	高 (職業科)	宇都宮市京町 9-32 TEL 028(639)2080	県内全域
	今市特別支援学校	小 中 高 (普通科)	日光市瀬尾 1640-22 TEL 0284(22)6417	小・中学部:日光市 塩谷町 高等部:上記のほか鹿沼市の北部
	国分寺特別支援学校	小 中 高 (普通科)	下野市柴 6-2 TEL 0285(44)5121	小山市 下野市 ※国分寺学園 上三川町、野木町
	栃木特別支援学校	小 中 高 (普通科)	栃木市皆川城内町 1053 TEL 0282(24)7575	小・中学部:栃木市 鹿沼市(栗野地域)壬生町 高等部:上記のほか鹿沼市の南部
	足利中央特別支援学校	小 中 高 (普通科)	足利市大月町 871-3 TEL 0284(41)1185	佐野市 足利市
	益子特別支援学校	小 中 高 (普通科)	益子町七井 3650 TEL 0285(72)4915	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
	那須特別支援学校	小 中 高 (普通科)	那須塩原市下永田 8-7 TEL 0287(36)4570	大田原市 矢板市 那須町 那須塩原市 ※たかはら学園 ◇なす療育園
	南那須特別支援学校	小 中 高 (普通科)	那須烏山市藤田 1181-152 TEL 0287(88)7571	さくら市 那須烏山市 高根沢町 那珂川町 ※大和久学園 ※桜ふれあいの郷
肢体不自由	のざわ特別支援学校	小 中 高 (普通科)	宇都宮市岩曽町 1177-2 TEL 028(689)2655	県内全域(*1)
	わかくさ特別支援学校	小 中	宇都宮市駒生町 3337-1 TEL 028(622)3650	県内全域(*2)
	栃木特別支援学校	小 中 高 (普通科)	栃木市皆川城内町 1053 TEL 0282(24)7575	栃木市 鹿沼市(栗野地域) 小山市 壬生町 野木町 下野市 ◇星風会病院星風院
病弱	岡本特別支援学校	小 中 高 (普通科)	宇都宮市下岡本町 2160 TEL 028(673)3456	県内全域(*3・4) ◇独立行政法人 国立病院機構宇都宮病院
	栃木特別支援学校	小 中	栃木市皆川城内町 1053 TEL 0282(24)7575	県内全域(*5)
	足利特別支援学校	小 中 高 (普通科)	足利市大沼田町 619-1 TEL 0284(91)1110	県内全域(*6) ◇あしかがの森足利病院

◇は医療型障害児入所施設、※は福祉型障害児入所施設である。

*1 ただし、栃木特別支援学校の肢体不自由教育部門の通学圏を除く。

*2 栃木県立リハビリテーションセンター内のこども療育センターに入所又は栃木県立リハビリテーション病院に入(通)院のもの。なお、栃木県立リハビリテーション病院に通院しながら通学を希望する場合はその頻度や期間に応じて受け入れる。

*3 国立病院機構宇都宮病院に入(通)院し継続して加療を必要とするもの及び同病院の重症心身障害児病棟に入院しているもの。なお、国立病院機構宇都宮病院に通院しながら通学を希望する場合は、その頻度や期間に応じて受け入れる。

*4 自治医科大学附属病院に入院し継続して加療を必要とするもの<分教室>

*5 獨協医科大学病院に入院し継続して加療を必要とするもの<分教室>

*6 あしかがの森足利病院に入(通)院し継続して加療を必要とするもの及び同病院の重症心身障害児施設に入所しているもの。なお、あしかがの森足利病院に通院しながら通学を希望する場合はその頻度や期間に応じて受け入れる。

**栃木県特別支援教育推進計画
(2026 - 2030)**

**令和8年2月
編集発行 栃木県教育委員会事務局特別支援教育課**

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028 (623) 3381

E-mail tokubetsu-shien@pref.tochigi.lg.jp